

令和7年2月12日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、川崎新田ボクシングジム（以下「川崎新田ジム」という）所属ボクサーである遠藤 龍匠（ライセンスNo.50948）選手を令和7年2月12日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 川崎新田ジム遠藤 龍匠選手は、令和7年2月13日の試合の前日計量において 2.1kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は遠藤 龍匠選手を令和7年2月12日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、川崎新田ジムのマネージャーである織原 裕見（ライセンスNo.35907）氏を戒告処分とする。

理由： 織原 裕見は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション